

小児がん等の治療により免疫を失った子への 任意接種費用助成について

骨髄移植等の医療行為により免疫が消失し、接種済みの定期接種の効果が期待できないと医師に判断された方に対して、経済的負担の軽減および感染症予防のため、再接種の費用を助成する。

1 助成対象者

岩見沢市に住民登録があり、以下の要件をすべて満たす方

- ①骨髄移植等の医療行為により、接種済みの定期接種の効果が期待できないと医師に判断されている方
- ②20歳未満の方。ただし、BCGは4歳未満、ヒブは10歳未満、小児用肺炎球菌は6歳未満、四種混合は15歳未満の方に限る
- ③接種回数及び接種間隔が、定期接種の規定により接種済みの方

2 対象となる予防接種

平成31年4月1日以降に再接種する定期予防接種A類のワクチン

(BCG、四種混合、三種混合、二種混合、不活化ポリオ、MR(麻しん風しん混合)、麻しん、風しん、日本脳炎、ヒトパピローマウイルス感染症、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、B型肝炎)

3 助成額

予防接種にかかった費用(ただし、岩見沢市が定期接種実施医療機関と契約している金額を上限)

参考：全て接種した場合の助成額 250,911円(H31市契約単価)

健康福祉部 健康づくり推進課
岩見沢市4条西3丁目
岩見沢保健センター内
電話 25-5540